

# 告 示

埼玉県告示第千号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP 共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。

屋外自動車・自転車駐車場の位置等について、利用者への周知を徹底してください。

駐車・荷さばき施設の出入口については、視認性及び安全性を確保してください。

## 二 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年九月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター